

令和7年1月21日（火）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第179回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第179回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のままで、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをオフにしていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたらお手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら再度ボタンを押して、マイクをオフをしていただきますようお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員、総員19名中17名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は95ページもので、各ページの右下に通し番号を振っておりますものを1部、また、委員限りの資料としまして、1枚もので「船員関係予算の推移について」とタイトルのついた資料を配付しております。

さらに、当日配付資料としまして、1枚もので「船員災害発生実績（2023年度）インフルエンザ（補足資料）」とタイトルのついた資料を、会場にご出席されている皆様には席上に配付をさせていただいており、またリモートでご参加の委員におかれましては、後

ほど説明の際に画面にて共有をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 はい。明けましておめでとうございますというには既に、もう新年も3週間たってしまって、世界も大分、昨日どこぞかの国の大統領が新しくなりまして、変わっているようですが、私どもも年も改まって、改めてこの船員部会、きちんと進めてまいりたいと存じますので、今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議題1の報告事項でございます。

令和7年度海事局関係予算概要について、まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

【川端総務課企画官】 はい。委員長、ありがとうございます。

海事局総務課で企画官をしております川端です。

私のほうから、まずは海事局関係予算の全体像を説明させていただきます。

お手元の資料1、おめくりいただきまして、右下のページ番号で言いますと、5ページをお開きいただければと思います。

こちらが令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算の海事局関係の予算の総括表でございます。本日お時間も限られていますので、このページを中心にご説明させていただきます。

夏にご報告させていただきましたとおり、海事局としては、大きく3本柱ということで、1の（1）海事産業の競争力強化・生産性向上、（2）海事分野のカーボンニュートラル推進、（3）海事人材の確保・育成ということを中心にお算を取りまとめてまいりました。そのほか当然ながら、海上安全対策の推進、あるいはその他、海事行政DXの予算なども含めてということでございます。

表の見方ですが、縦に見ていただきまして、一番左側のところにA列、令和6年度の予算額を入れてございます。B列が令和7年度の予算額、そしてこれと一体的に執行されます、令和6年度補正予算がC列ということでございまして、それぞれの倍率が右列に書かれているということでございます。

令和7年度の当初予算額としては、約82.6億円、補正予算額が22.7億円、合わせまして、105億ほどとなってございまして、令和6年度の当初予算額との比較で言いますと1.24倍と、こういうことでございます。

大きな表の下に小さな表が2つ載っております。上の（2）のところが、国土交通省内の他部局が計上している予算ではございますが、海事局とも密接に関連する予算でございます。離島航路の関係ですとか、モーダルシフトの関係、あるいは海事観光の関係などを並べてございます。（3）は財政投融資計画の関係ですので、後ほどご覧いただければと思います。

あとは資料のご紹介だけにとどめたいと思いますが、6ページ目から9ページ目までが全体のサマリーとなっております。先ほどご説明した3本柱に沿って、どのような問題意識でどのようなことをやるかということをまとめた資料でございます。10ページ目以降、この予算の資料で言いますと6ページ以降のところで、各項目のスライドを1枚で付けているということでございます。

一番最初の総括表で見ていただいたときに、1ポツ（1）①というものがそのまま、例えば7ページの海事産業の連携による強い内航海運実現ということで、番号対応させておりますので、後ほどご覧いただき、またご質問あればいただければと思います。

ひとまず、以上です。

【南澤海技課企画調整官】 続いて海技課から海技教育機構関係の経費についてご説明をいたします。

資料の右下通し番号23ページをご覧ください。

海技教育機構に関しましては、この23ページの右上に予算額を書いておりますけれども、令和7年度の当初予算として約64.5億円、令和6年度の補正予算として約9億円、合計で73.5億円を予算案に計上しております。

昨年と比べますと、昨年の令和6年度当初予算が65.1億円、令和5年度補正予算が7.1億円と、合計72.2億円でしたので、昨年度と比べますと、約1.3億円の増額となっております。

予算の内容といいたしましては、概算要求のときにご説明させていただいた内容と基本的に同じになりますけれども、練習船銀河丸、それから老朽化している学校施設の機能向上のための経費のほか、補正予算として、例えば燃料費の高騰に伴う乗船実習用の燃料費の追加措置ですか、エンジンルームシミュレータの更新費用を盛り込んでおります。

なお、学校施設の機能向上のための工事につきましては、今月から順次着手いたしまして、令和7年度内に完了する予定となっております。

【角野船員政策課長】 続きまして、船員政策課長の角野でございます。

続きまして24ページ、船員の確保・育成体制の強化という点に関して、私からご説明いたします。

令和7年度の当初予算案ということで、8,600万円ということを計上するということになってございます。中身の柱としては、事業内容のところにありますけれども、3つございまして、内航船員の確保・育成、外航船員の確保・育成、それから離職者再就職支援という3本柱になってございます。

こちら内訳ですけれども、内航船員の確保・育成のほうで約4,000万円、外航船員の確保・育成で大体3,200万円、離職者の再就職支援の関係で大体1,200万円というような内訳で予算案に計上するということになってございます。

続きまして、加えて、幾つか関連する事項についてご説明をしたいと思います。

資料30ページをご覧ください。

海事行政DXの推進ということで、資料を付けてございます。船員部会のほうでも船員行政手続のデジタル化を進めるということで、11月、12月にもご議論いただきましたけれども、その関係の予算として、令和6年度の補正予算ということになりますけれども、約7億2,000万円を新規で計上することができたということになってございます。

それから加えて、資料の41ページ以降、41、42、43ページをご覧ください。

こちら、厚生労働省の予算の概要を示している資料になってございます。9月の船員部会でも、特に労働関係の予算に関しては船員の関係でも使える予算があるということで、こちらのほうも活用しながら、行政を前に進めていくことができるのではないかということでお説明を差し上げました。その結果の全体像を示しているのがこの41ページから43ページということになってございます。

いろいろな予算計上されてございまして、額も非常に厚生労働省の関係は大きいわけすけれども、例えば、42ページ、このリ・スキリングというのが一つ、今回の厚生労働省の関係での予算の柱になっていたと理解してございますけれども、こちら結論として、1,593億円の予算が計上をされたということでございます。ここの中で、特に船員の関係で使えそうなものとして、教育訓練給付金の創設、こちら今回の厚生労働省予算の要求の中でも柱の一つだったと理解してございますけれども、船員の関係で申し上げると、例えば海技資格の等級を上げていくときに、養成機関に入っていただくということがあると思いますけど、こういった場合にこの訓練給付金を使える場合があるわけですが、こうしたかたちで活用できる予算として令和7年度196億円が計上されたということでござい

ます。

それからもう一つご紹介したいと思いますけれども、43ページでございますけれども、この共働きの関係、こちらも厚生労働省の予算要求の中で大きな柱になっていたということを認識してございます。上から3つ目のプレットポイントの部分が新規の要求でございます。共働き・共育ての推進のため、時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設ということでございます。船員の分野、こちらも船員の関係で使えるという給付金になってございまして、こうしたものをしっかりと使っていただきながら、船員の労働環境の改善、それから就業の改善というものにつなげていただきたいと思ってございます。

それから最後、別紙としてお配りしている、船員関係の予算についてという1枚がございます。こちらも、9月の船員部会で出させていただいたものがございましたけれども、当時は要求額ということでご説明していたものが、結果も含めて書き込んでいるものになってございます。ポイントといたしましては、令和7年度の列が非常に重要ですけれども、プラス令和6年度の補正という部分に関しても、これから執行していくということになる部分でございます。先ほどのJMET'Sの説明の中で、大体73.5億円という説明がございましたけれども、この数値は令和7年度のこのJMET'Sの運営費交付金64.48億円に、令和6年度のJMET'Sの補正、6.97億円と2.05億円を足したものということになってございます。その1年前の数字で申し上げると、令和6年度のJMET'Sの当初予算65.10億円に、令和5年度の補正予算5.49億円と1.6億円を加えたものというものが対応するわけですけれども、先ほどご説明したとおり、こここの部分がしっかりと拡充されているというのが今回の予算のポイントではないかと理解してございます。

私どもからの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【野川部会長】

本件につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。本年もよろしくお願ひいたします。

まず、通しページの23ページの海技教育機構経費のところで、質問ですけれども、これ要求額は幾らだったでしょうか。

【野川部会長】 お願ひいたします。

【南澤海技課企画調整官】 令和7年度の要求額は74.01億円になります。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 今、74億と100万円というご回答だったんですけれども、先ほどトータル、補正予算を合わせての金額が73億5,000万円という説明ありましたけれども、予算要求とそれから実際これらの経費に関わる予算とも差があるわけで、この減額されているところで、何か計画していたものと少し変わってくるような、そういう事業内容を見直すような計画があれば、教えてほしいんですけれども。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【南澤海技課企画調整官】 その73.5億円の執行の内容につきまして、今後決めていくことになりますので、まだ確定的なことは申し上げられないのですけれども、一般論として申し上げると、例えば一部メンテナンスを先送りにするだとか、そういう影響が出てこようかと思います。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

まず、練習船の銀河丸の船齢20年からの延命修繕と、それからそれぞれ学校施設の換装といいますかシミュレータの換装など、こういったものは非常に大切かつ重要な訓練の一環だと思いますので、この辺はしっかりと計画を立ててやっていただきたいというのと、それから9月に、予算要求のときにも少しお話しさせていただきましたが、学校の老朽化に伴う改修・修善、そういったところはこの7年度内に全て終わらせるという、先ほど説明ありましたけれども、こういう学校施設の老朽化に伴うところは、学生の学び舎で重大な事故が起こらないように、その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ご要望ということですが、よろしいでしょうか。

【南澤海技課企画調整官】 ご要望を受け止めて、しっかりと対応してまいりたいと思います。

【野川部会長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

斎藤委員。

【斎藤臨時委員】 斎藤です。

同じ23ページの海技教育機構の件でございますが、ここに記載されておりますとおり、事業内容について全体整備や訓練の質と効果を高めるための機器整備というのは当然のことだと思いますし、これは安全に関わる問題ですので、早急になされなければならないと思いますが、その前提としましては、これは実習生の訓練のためのものでございますので、

その肝腎の訓練計画が、十分な訓練を行える予算計上がなされているものなのかどうかといふことが非常に気になります。この練習船の訓練計画がどうなっているのか、そして、この本船の運行計画がどうなっているのかというところについて、概要で構いませんのでご説明いただければと思います。

【野川部会長】 お願いいたします。

【南澤海技課企画調整官】 訓練計画につきましては、海技免状を取るために必要な訓練は行うこととしてしっかりと計画を立てております。それに加えて、先ほど申し上げましたとおり、補正予算で乗船実習の燃料費が追加措置されましたので、これを受け、練習船の航海日数を増加する方向で、今、調整を進めているところでございます。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。

齋藤委員。

【齋藤臨時委員】 分かりました。参考で構いませんので、今の実態がどのような計画で、どのような年間運行日数とかいうところについて、何らかの参考資料でいただけたらより理解が深まるかなとは思うんですが、いかがでしょうか。本日じゃなくても構いませんので。

【野川部会長】 どうぞ。

【南澤海技課企画調整官】 どのような資料が出せるか検討いたしまして、事務局のほうと対応を考えさせていただきます。

【野川部会長】 よろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。

議題2の審議事項でございます、2025年度船員災害防止実施計画について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【田口産業保健企画官】 産業保健企画官の田口です。よろしくお願ひします。

資料45ページをご覧ください。まず、今回諮問する2025年度船員災害防止実施計画について、その位置づけをご説明します。

「はじめに」をご覧ください。船員災害防止実施計画は船員災害の防止に寄与することを目的とし、2023年度から始まる5か年の第12次基本計画の実施を図るため、2025年度の減少目標、重点を置く船員災害の種類、主要対策事項、その他重要事項を定めるものです。

2025年度の船員災害の減少目標を立てるに当たり、今般、12次基本計画の初年度である2023年度のデータが出ましたので、発生状況を報告します。下の図表1をご覧ください。一番右の列が目標達成状況です。死傷災害のうち、一般船舶等はBとなっており、現時点で目標値に達していませんが、11年度平均と比べると改善傾向です。

漁船全体死亡等人数はAとなっており、減少目標を達成しています。このうち死亡等人数については8人でしたが、最も少ない発生人数でした。一方疾病については、いずれもDとなっており、減少目標を達成していないという状況です。

このDとなった疾病についてさらにご説明します。資料8-1ページをご覧ください。この疾病については、11次基本計画年度平均からの悪化が見られますが、これは左の図のとおり、2023年度のインフルエンザ発生件数が全体で86人となり、前年度と比べ約5倍に増加したこと、11次基本計画年度中の2020年度、2021年度の発生件数はゼロであったことが影響していると考えられます。また、陸上の患者報告者数は右の図ですが、船員の流行は陸上におけるインフルエンザの流行に影響を受けていることが考えられます。インフルエンザを含む感染症の11次基本計画平均発生件数は47人なのですが、今年度も陸上ではインフルエンザが大変流行していますので、来年度、今年度と同様の目標、すなわち12次基本計画で設定した減少率を超える目標を目指すのは、なかなか難しいのではないかと考えています。

それから、本日追加でお配りした資料をご覧ください。これは2023年度のインフルエンザの船種別の内訳です。上位3者を見ると、その他の船舶の曳船が29%、内航旅客が10%、まき網が8%となっております。近年の推移を見てみると、一般船舶では、外航・内航とともにそれぞれ旅客やフェリーといった旅客を運送する船舶が多い傾向が見られます。

それでは、資料8-2ページをご覧ください。これはメンタルヘルス系疾病についてですけれども、こちらも11次基本計画年度平均からの悪化が見られます。2023年度の発生件数は全体で32人、前年度と比べて3人増加となりました。ただ、インフルエンザと異なり、近年の推移からは、来年度発生件数が増加または減少するとまでは言えないのではないかと考えています。

続きまして、資料8-3ページをご覧ください。2023年度のメンタルヘルス系疾病的船種別内訳を見ると、上位3者は内航フェリー35%、官公庁船25%、内航旅客船16%となっています。近年の推移を見ると、内航フェリーや内航旅客船といった旅客を運送す

る船舶が多い傾向が見られます。

では、46ページにお戻りください。46ページの表をご覧ください。ただいまご説明した発生実績を踏まえて、2025年度における検証目標についてご説明していきたいと思います。

死傷災害のうち、減少目標を達成した（1）の死傷災害の漁船・全体、（2）死亡・行方不明人数については、2024年度実施計画に引き続き、12次基本計画の目標と同一の減少率を目標値としてはどうかと考えています。目標を達成していない（1）死傷災害の一般船舶等については、12次基本計画の目標値の達成を目指し、2023年度の実績を踏まえて減少率を13%から15%に、発生率に換算すると0.53%から0.51%にすることを目標値としてはどうかと考えています。

続きまして、47ページの表をご覧ください。

（3）疾病については、いずれも目標値を達成していませんが、陸上のインフルエンザの流行に影響されることが大きく、11次基本計画の目標が高いものになっている可能性も考えられるところ、今後の発生状況の経過を見るため、まずは12次基本計画の目標と同一の減少率を目標値としてはどうかと考えています。

（4）メンタルヘルス系疾病については、2024年度の発生人数が下がることも考えられるので、2023年度実績を踏まえて、減少率を2024年度の10%から2025年度の34%に、発生人数に換算すると20人から17人にするということを目標値としてはどうかと考えています。

続きまして、79ページをご覧ください。

今まで説明した減少目標についてまとめたものが、この左上の1. 船員災害の減少目標となります。

次に、右のほう、2. 重点を置く災害の種類についてですが、こちらについては、2023年度の種類別発生状況を踏まえて設定してはどうかと考えています。

種類別発生状況については、84ページをご覧ください。死傷災害では転倒、はざまれ、動作の反動・無理な動作、転落・墜落が約60%を占めています。死亡・行方不明となった死傷災害のうち、海中転落が75%です。疾病では生活習慣病に関連するものが30%を占めています。こうした状況は昨年度と変わりはありませんので、赤枠で囲んだものを重点としてはどうかと考えているところです。

それでは、79ページにお戻りください。

3の主要対策についてですが、2の重点を置く災害の種類が昨年度と同一であることから、12次基本計画で定めた主要対策を引き続き推進していければと思っております。

新規事項は下線です。(1)の漁船のところに新規事項が多く含まれております。昨年度、漁船の記載を厚くしたらどうかというようなご提案もありましたので、今回、水産庁と連携し、水産庁の取組を厚く書いております。ライフジャケット着用の徹底、安全推進員等の養成、作業安全学習教材の活用促進、周知啓発キャンペーンの展開、STCW-F条約の批准が追加されています。

(2)の健康確保について、右のほうですけれども、こちらも水産庁の取組として全国健康保険協会との連携を強化ということが追加されております。ハラスマントには、陸上でカスタマーハラスマントに関する法改正が検討されているので、船員の就業環境向上のための措置について検討するということが追加されています。

メンタルヘルスには、船員災害防止協会が実施するメンタルヘルス講習会や、協会けんぽが設置するメンタルヘルス相談窓口の普及をするということが追加されております。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

また、本日のご審議後に意見がございましたら、遅くとも1月31日までに書面にて事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 お願いします。

まず、質問が1点ございます。81ページのインフルエンザの関係の資料になるんですが、この船舶のほうの人数が86名となっております。それから84ページの感染症のところの、向かって右の表の2023年度の人数の感染症のところが87名となっており、86名と87名に1名の差があるんですが、この1名について、把握している範囲でいいので教えていただけますか。

以上です。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【田口産業保健企画官】 こちらの感染症のインフルエンザではない1名というのは、結核で罹患された方ということになります。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。結核ということでしたが、1名ということだったんでそれが船内のほうでは感染が1名にとどまったという理解をいたしますが、インフルエンザのところは、特に今年もそうですけれども、かなりインフルエンザが流行していると思っています。感染症に関わるところは、未然にそれを予防するという対策が重要になってくると考えられるんですけども、船にこういった感染症を持ち込まれると、船内で感染が広がりますので、やはり持ち込まないというのが一番の予防対策だと考えています。

それからフェリー・旅客船では、不特定多数の旅客が乗船されるということもあるって、非常に予防については難しいところもあるとは思いますが、感染症の予防対策のところはしっかりと広報か何かで周知していただきたい、取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ご要望ということでよろしくお願ひいたします。

【田口産業保健企画官】 かしこまりました。

これから感染症対策について検討していきたいと思います。

【野川部会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点だけ確認ですが、82ページでしたか、メンタルヘルスの表ですね。これ2023年度を見ますと、残念ながら前年より多くなっておりますが、気分障害で32名でほかはゼロということで、22年度や21年度と比べますと、特に22年度と比べると、22年度は4つの分類されている疾病の内容を加えた数が29で、23年度はほかが全くゼロで、気分障害だけで前年度を上回っているというと、少し目立つんですが、この状況の背景について、ご説明ちょっとだけいただければと思います。

【田口産業保健企画官】 すいません、分析についてまでは詳しくしていないところであります。ただ、令和5年4月からメンタルヘルス系の健康確保についての取組が始まっていますので、それを受け意識が高まっているという可能性もあるのではないかと考えているところです。

【野川部会長】 要するに把握度が高くなったとかそういうことですね。

分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかに。

遠藤委員、どうぞ。

【遠藤臨時委員】 すいません、今の関連ですけれども、82ページとそれから83ページに関連するところですが、下の83ページ、近年のところ、説明にも書かれているわけですけども、旅客・フェリーが、ここ3年の間だと限定した形で、非常にメンタルヘルス系のところの疾病が多いように見受けられます。

特に2023年度のところでいけば、半分はフェリー・旅客と、それから先ほどカスハラの話もありましたけれども、こういったお客様への対応で、ハラスメント的なものに起因しているとも考えられますが、この辺は何か、データがあれば教えてほしいのと、ないのであれば少し分析をしていただきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【田口産業保健企画官】 これはまず、旅客船・フェリーが多いというのは事実でございます。

その要因については、おっしゃるとおり、カスタマーハラスメントによる可能性もある。また、旅客船の場合は乗っている方々、船員の方々の数が多いので、それだけトラブルになり得る可能性があるということで、可能性は考えてはいるんですけども、それよりもさらに詳しく分析というものはしていないところです。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、先ほど遠藤委員からのご要望ありましたように、もし可能な限り分析していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかになれば、次回、答申の決定に向けた議論をすることとしたいと存じますので、何かございましたら、遅くとも1月31日までに、先ほどもご紹介ありましたが、書面にて事務局である船員政策課までご連絡をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

審議事項である議題3の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、それから議題4の子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活の両立が図

られるようにするために事業主が講すべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について、続けて事務局よりご説明をお願いいたします。

【杉山船員政策課課長補佐】 船員政策課の杉山と申します。よろしくお願ひいたします。議題3でございますけれども、資料で申しますと通し番号の85ページからとなります。こちら資料3が85ページから87ページ、資料4が88ページから90ページとなっております。こちら法令改正をするときに定型的に作る概要紙となっておりますので、本日のご説明につきましては、その次の91ページ以降のポンチ絵のほうでご説明させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。資料3-2、4-2となっている資料でございます。

1枚おめくりいただきまして、育児・介護休業法の改正に伴います省令と告示の改正のご審議をいただくということが今般の趣旨でございます。

昨年の3月の船員部会におきまして、法律の改正につきましては、こちらの92ページの資料にございますとおり、当部会でご報告をさせていただきまして、その後、国会の審議も得まして、資料の右上にございますが、令和6年5月31日に法律が公布をされております。

この法律の施行でございますけれども、この一番下の枠のところに記載がございますが、何段階かに分かれておりまして、令和7年の4月1日が基本的な施行日でございますが、改正事項のうち、1ポツの①と⑤につきましては令和7年10月1日の施行となっております。今般は、令和7年4月1日の法改正に伴う省令・告示ということで、関連するところには緑の枠で2か所ほどを囲みさせていただきましたが、主に子の看護休暇の関係と介護の関係でございます。

ページおめくりいただきまして、詳細につきましては次のページからでございますが、まず93ページ、子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応でございます。省令事項が青枠、指針事項に関しましては赤枠で、吹き出しという形で資料を整理させていただいたところでございます。

まず、省令事項でございます。この左下の部分、93ページでございますが、子の看護休暇の関係でございまして、こちら既に現在も制度化はされておりまして、括弧書きで負傷等の世話とはございますが、現在このような形で子の看護休暇の取得要件となっておりますけれども、今般の法改正に伴いまして、さらに感染症に伴う出席停止ですか、入園（入学）式あるいは卒園式に関しましても看護等休暇の中に含めるという形で、取得事由

が拡大されたということでございますので、こちらを省令で定めさせていただくものでございます。

またその上の左上のところ、指針事項でございます。こちらは、告示のほうが指針となりまして、割と努力規定というような形で規定されるものが多く、今般のこちらの内容もそのような形になりますが、現在、船舶の停泊中において、1日6時間とする短時間勤務制度というのが既に制度化されているところでございます。

今般の改正におきまして、その6時間に加えまして、所定労働時間を5時間または7時間とする措置ですとか、1週間のうち短時間勤務をする曜日を固定する、あるいは休日を週休3日とするといったような措置も、併せてメニューの中に増やしていくといったことが望ましいといったことを指針のほうで定めさせていただこうとするものでございます。

またこのページの右側にございますけれども、令和7年10月施行という形で若干色を濃く付けさせていただいたところ、この規定につきましては、今般のご審議いただく事項ではございませんけれども、先ほど申しました法改正のご報告の中にも、この点は特に質疑になったところでございまして、若干おさらいをおきますと、今般の法改正で、陸上はテレワークを導入するといったような規定の改正がある中で、なかなか船員という労働環境、働き方に鑑みますと、テレワークで船員として働くというのは難しいということがございますので、陸上勤務、具体的には陸上の事務所で働くですか、艦装員になるとといったようなことを陸のテレワークの代替措置として定めたものでございます。それはこの項目の2点目にございます。

そのほかにも、もともと規定のありました短期間航海船舶ですとか、保育施設の設置運営、あるいは休暇の付与など、この中のメニューから2つ以上の制度を選択する措置ということが10月から施行する分としてございます。

この中で一番下に列挙されている項目の中に、省令で定めるものというものがございます。こちらにつきましては、まだメニューを追加する余地があるということでございまして、何か船員の世界で独自に講じ得るものがあるのかないのかというのは、今後また引き続き、関係の皆様とよくご調整させていただきながら、10月の施行に向けた制度設計を図らせていただく所存でございます。

こちらの点はまた改めて、諮問・答申の手続を当部会にさせていただく予定としております。

続きまして、94ページでございます。

こちら介護の関係でございます。こちらの吹き出しのほうで書かせていただいておりますけれども、左側の若干下側、省令事項に関しましては、介護に直面した船員に対しまして、こういった休業制度とか支援制度を周知、意向確認をする際のやり方といたしまして、面談ですとか書面交付、FAX、電子メール等で周知するといったような技術的な改正を省令事項で定めるというものでございます。

また、その下の介護に直面する前の早い段階の船員に対してということでございます。こちらにつきましては、40歳の誕生日の属する年度に周知するといったことと、その周知の方法につきましては、先ほどの介護に直面した船員と同様に周知を行うといったことを規定させていただこうと考えております。

また、その下の一番下の赤い枠でございます。こちら指針事項でございます。介護休業に関する制度ですとか、両立支援制度等を知らせる際には、介護保険制度というものを制度として存在するということを併せて周知することが望ましいということを定めるということと、もう1点その下にございますが、介護休業制度の目的に関しましても、個別周知を船員さんに行う際には、そういったことも併せて伝えることが望ましいといったことを、指針事項として定めさせていただこうと考えておるものでございます。

次のページ、95ページでございます。

これまでの改正事項のほかに、その他の改正事項といたしましては、まず省令事項といたしまして、雇用環境の整備に関する措置ということで、これ①、②とございますけれども、休業制度ですとか両立支援制度の事例の収集や提供、あるいは利用促進に関する方針の周知というものを事業主として措置を講じてくださいといったことを省令事項で定めるとともに、指針事項、この下の赤枠のところでございます。こちらはプライバシーの配慮ということで、妊娠出産あるいは家族の介護を行っている、または直面しているといったことが船員のご家庭であった場合に、必ずしも職場でそれを明らかにしてほしくないといった方もいようかと思います。そういう場合には、事業主のほうは当該情報の共有の範囲を必要最小限とするといったことや、何かしらの事情でそういった意向に沿えない場合には、その理由をしっかりとその対象船員に説明してください、配慮をするということを指針のほうに定めさせていただこうとするものでございます。

最後に、予算面の助成措置につきましても若干触れさせていただきますが、先ほど議事の予算の報告のところでも、角野課長より、厚生労働省の予算の関係、通し番号43ページになりますけれども、仕事と育児、介護の両立支援に関しまして、予算措置がされてお

ると、あるいは新たな制度が創設されたというご説明をさせていただいたところでございます。

こちらの各種制度につきましては、財源は雇用保険になっておりますので、船員にも適用があるということでございまして、両立支援等助成金という形で、厚生労働省のホームページにも、詳細にリーフレットですとか具体的な手続の案内がございます。出生時ですか、育児、介護、各種の助成金の支給コースがございます。こういったことも活用いただきながら、船員、なかなか陸上労働者に比べ、働き方から鑑みると育児介護、難しい面もあるのは承知しておりますけれども、こういった助成金を活用しながら、船員さんの世界においても、仕事と家庭の両立に取り組むといったことを進めさせていただければと思います。

以上ご審議いただきよろしくお願ひいたします。

なお、本日のご審議後に、ご意見等がございましたら、先ほどの議事とも同じですが、遅くとも1月31日までに書面にて事務局までご連絡をいただきますよう、お願いを申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 お願いします。

まず確認ですけれども、93ページですが、柔軟な働き方を実現するための措置ということで、こちらについては令和7年10月から施行ということでしたけれども、去年の3月、船員部会の中でも説明していただいたように、船員の場合は運用方法について、先ほどご説明あったようにドックであったりとか、陸上の事業所勤務などであったりとか、説明もありましたけども、この運用の部分については、10月までに論議をして整理をするという理解をしているんですけども、それでよろしいのかどうかという確認です。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【杉山船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。

今、ご質問いただいた点につきましては、令和7年の10月施行に向けて、改めてその部分につきましては当部会に諮問をさせていただくこととしておりますので、恐らく来年度になるかと思いますけれども、諮問する前までには、関係の皆様とよくご調整させ

ていただくということで考えております。よろしくお願ひいたします。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。いずれにしましても、今回この育児・介護に関する休業については、取得の事由が拡大され、取得しやすい制度設計の構築という理解をしておりまし、10月施行の運用部分についても事前に調整をお願い致します。また、今後については取得できるような体制が望まれますので、ぜひとも改正については、周知するなり、しっかり対応していただきたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

藏本委員。

【藏本臨時委員】 内航総連の藏本です。今年もよろしくお願ひいたします。

まず、船員に対してできる限り陸上に近い労働条件を与えることに関しては、業界団体として決して反対するものではございません。これが前置きとしてございますが、ただし、船員の労働の特殊性を十分考慮したものであるとはあまり感じられないところでございます。

親の介護とか子供の行事に関して、ある程度事前に分かっていることに関しては対処でできますが、子供の看護休暇等に関しては極めて対応が難しいのではなかろうかと。船員不足の中で十分な予備員を確保できない状況の中で、こういったものが改正された場合にどうなるかということが非常に懸念されているところでございます。特に、小型船事業者の場合は予備員率が、現状においてもルールでいうところの82日、これがぎりぎりの状態で、111条の報告書から、乗船中の船員、休暇中の船員、これから試算するとそれぐらいしか休暇が与えられていないような状況の中で、どうなるのかということが非常に心配されています。

この基本にあるのが、厚生労働省の労働基準法にあると伺っておりますが、例えば1日単位の休暇が取得できないような、我々海上労働の特殊性というものがあまり加味されてないし、例えば遠隔地に下船して帰るに当たっても、多分1日以上かかる。乗船するまでの日数の船員確保はできないということが、大変心配しているところでございます。

このようなものを考えながら、今回、検討されているのかどうなのかというのをお伺いしたいと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【杉山船員政策課課長補佐】 先ほども触れさせていただきましたが、なかなか陸上労働者のように、この制度、多くの船員がすぐに活用するというのはなかなか難しいとは考えております。その中でも、柔軟な働き方を実現するための措置を、今後の検討の中ですとか、先ほどの助成支援制度なども活用も考えて、なかなか難しい面もあるのですけれども、当局といたしましても、今後も引き続き、どのように船員さんにこのような両立を図っていただけるかというのは、検討を継続してまいりたいと考えております。

【野川部会長】 藏本委員。

【藏本臨時委員】 聞くところによると、この船員から休暇の申し出が出たときに与えられないということになったときの罰則規定はないとの伺っておりますが、ただ職安法の求人票を受理しない、不受理というところに当たるとも聞いておりますので、そういうことがないようにしっかりと代替案を考えていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

【野川部会長】 どうぞ。

【杉山船員政策課課長補佐】 ご意見として承りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私からも、具体的なことを質問したいですが、今、藏本委員からのご質問があつたことに関連して、93ページの左側の省令事項です。看護休暇に関して、船員がこの看護休暇を取得できる事由・行事というものの拡大がございますが、行事で例えば、入園式・卒園式等ですと予見可能ですから、あらかじめ日程が決まっていますので、何らかの船員であっても調整が可能かもしれません、感染症に伴う学級閉鎖というもの、これ、全く突然に起こることですね。乗船業務している船員がこれを利用するというのは、実質的には不可能ということにもなります。こういった点をどういうように対応するのかということが1点。

それからもう1点、右側の柔軟な働き方を実現するための措置の、具体的な措置の内容ですが、その中に保育施設の設置運営等とございますが、これ陸上の企業等と事業場は陸上にありますので、その中あるいは周辺あるいはその他関連する施設ということが考えられますが、船員の場合この保育施設をどこに設置するのか、どうというようなことが恐らく具体的にはイメージがなかなかできないと思うんですね。そういうこともあるので、船員労働の特殊性から、なかなか陸上の労働基準法等を土台とする、具体的な対応に比べ

て難しいところありますので、今私から指摘しました2点、これ具体的にお答えいただかなくとも結構ですが、そういったことを含めて、まだ10月まで時間がありますので、少し皆がイメージができるような形での運営をお願いしたいと思います。

何かもし私の今の発言に対してございましたらお願ひします。

【杉山船員政策課課長補佐】 座長のご指摘も踏まえながら、今後も進めさせていただければと思います。

よろしくお願ひします。

【野川部会長】 ぜひ、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。それでは、次回、今ご説明いただいた2件の答申の決定に向けた議論をすることとしたいと存じますので、何かございましたら、先ほどもご紹介ありましたように、遅くとも1月31日までに書面にて事務局である船員政策課までご連絡をいただきますよう、お願ひをいたします。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。なければ事務局にお返しいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第179回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には、会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

—— 了 ——